

統計の登録調査員になりませんか



須恵町では、各種統計調査にご協力いただける登録調査員を募集しています。統計調査といえば、国勢調査がよく知られていますが、その他にも毎年何らかの統計調査が実施されています。各種統計は、社会の姿を正確に表し、暮らしをよくするための重要な基礎データとして利用されています。



登録調査員とは？

各種統計調査に従事する調査員の候補者として、あらかじめ町に登録している人です。登録調査員は、統計調査の実施ごとに、国や県から任命される非常勤の公務員です。

調査員のしごとは？

- 調査ごとに違いがありますが、主な内容は次のとおりです。
- 調査員説明会への出席
 - 調査票の配布と記入依頼（記入の仕方の説明）
 - 集めた調査票の検査・整理
 - 担当調査区の範囲と調査対象の確認
 - 記入された調査票の回収
 - 調査票など調査関係書類の提出

調査員の報酬は？

調査完了後に支払われます。報酬額は、調査の内容や受け持ち件数などによって異なります。

登録調査員の資格要件は？

- 次のすべての要件に該当する人です。
- ① 責任をもって調査事務を遂行できる人
 - ② 秘密の保護を順守できる人
 - ③ 税務、警察および選挙に直接関係のない人
 - ④ 暴力団員でない人および暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有していない人
 - ⑤ 須恵町に住所を有する20歳～69歳の人

登録方法は？

登録調査員登録申請書に記入押印の上、身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）と一緒にまちづくり課へ提出してください。（登録調査員登録申請書は、まちづくり課に備え付けの他、須恵町ホームページよりダウンロードできます。）



登録調査員になったら、すべての調査を引き受けないとはいけませんか？

いいえ。調査実施前に、調査の内容・日程などをお知らせします。その上で、可能であれば調査業務を依頼します。



登録は毎年しないとはいけませんか？

登録期間は、登録日から年度末までですが、取り消しの申し出がない限り更新します。



2020年は国勢調査

今年の国勢調査は、第1回目の調査から100年の節目を迎えます。10月1日に全国一斉に実施されますので、調査へのご理解ご協力をお願いします。

詳しくはこちらをご覧ください。➡



今月のポイント 再び増加！ 架空請求のトラブル

利用した覚えがない架空の請求を受けているが、どうしたらよいか、「訴訟最終告知」「総合情報サイト利用料」「有料サイト利用料」という内容が書かれたハガキや電子メール、SMS（ショートメッセージ）サービスが届いたが覚えがない、という相談や情報が多数寄せられています。

相談事例

架空請求を支払う前の相談

- 身に覚えのない最終通告メールが届き、業者に電話連絡をするよう求められている。
- 心あたりのない「登録完了」メールが届き、退会処理をしたら料金を請求された。
- 「受信拒否設定で督促メールが届かない

いために、見知らぬ業者から連絡を求められている。
● 「支払えないなら親、兄弟に支払ってもらおう、職場にも押しかけろ」と脅迫された。

架空請求を支払った後の相談

- 業者に電話をしたら次々と費用を請求され、支払ってしまった。
- 退会処理のために請求された料金を支払ったら、次々と料金請求メールが届く。

アドバイス

まったく根拠のない架空請求が横行しています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質業者が、その名簿に基づき、無作為に根拠のない請求ハガキ、電子メール、SMSを大量に送ったものと思われる。

ハガキやメールには「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をおおるような脅し文句が書かれていたり、実在する業者をかたり覚えのない利用料金を請求されたりします。

ハガキやメールを送り付けられた人の中には、自分が利用したかもしれないと思い、ハガキやメールに書かれている電話番号に連絡してしまい、悪質業者と

のやり取りの中で支払うことになってしまったケースもあります。

さらに、「消費料金に関する訴訟最終告知」といったハガキなどが送られてくる場合もあります。それらのハガキなどに書かれている電話番号に、安易に連絡をするのはやめましょう。訴訟や差し押さえなどを執行すると書かれており、実際に連絡をすると、訴訟の取り下げ費用と称して料金を請求されることもあります。

架空請求か判断がつかなかったり、不安な場合は、決して相手に連絡せず、また料金を支払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう。
※根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けましょう。



消費生活相談のお知らせ

かすや中南部 広域消費生活センター

▼開設日 月曜～金曜

▼相談時間 (祝日・年末年始は休み) 10時～15時30分

▼場所

志免町地域安全安心センター2階 (志免町志免中央1の10の10)

▼問い合わせ先

TEL 9366・1594

FAX 9366・1610

須恵町消費生活出張相談窓口

▼開設日 第2・第4月曜

▼相談時間 (祝日・年末年始は休み) 10時～12時

▼場所 須恵町役場2階会議室 (地域振興課前)

▼問い合わせ先

TEL 9322・1438

※電話での相談の際は、事前に電話で必要書類の確認、相談日時を調整していただくスムーズに相談ができます。

